

札幌市介護保険施設等食材費高騰対策特別支援金交付要綱

令和5年6月20日
保健福祉局長決裁

(目的)

第1条 本事業は、食材費の高騰に伴い運営経費が急増している介護保険施設等に対し、介護保険施設等食材費高騰対策特別支援金（以下「本支援金」という。）を交付することにより、食材費を利用者へ価格転嫁することが困難な施設・事業所の運営安定化を図り、提供する食事サービスの質を維持し、利用者が安心して継続的に食事サービスを楽しむことができる環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険施設等 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護（施設併設型を除く。）、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のサービスを提供する施設・事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び老人福祉法に定める養護老人ホーム、軽費老人ホームをいう。
 - (2) 入所施設 前号のうち、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護（施設併設型を除く。）のサービスを提供する施設・事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設養護老人ホーム、軽費老人ホームをいう。
 - (3) 通所施設 第1号のうち、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のサービスを提供する施設・事業所をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の定義は、介護保険法及び老人福祉法に定めるところによる。

(交付要件)

第3条 交付対象は次の各号全てを満たす札幌市内の介護保険施設等とし、申請者は当該介護保険施設等を運営する法人とする。

- (1) 第1条に示す本事業の目的を十分に理解し、本支援金を目的に沿って適切に運用する意思があること。
- (2) 利用者へ食事提供を行っていること。
- (3) 令和5年6月1日までに事業を開始していること（申請時点で休止している介護保険施設等を除く。）。
- (4) 申請時点で令和5年度中に廃止又は休止する予定がないこと。

(交付金額)

第4条 交付する支援金の額は、1施設につき、次に掲げる各支援単価に、申請時点における介護保険施設等の利用定員数を乗じて得た金額とする。

- (1) 入所施設 支援単価 27,000円
- (2) 通所施設 支援単価 9,000円

(交付申請)

第5条 申請者は、原則、スマート申請により市長に申請するものとする。なお、

- 1 法人が複数の施設を対象として申請する場合、施設ごとに申請を行う。
- 2 申請受付期間は、原則、要綱制定日から令和5年7月21日までとする。ただし、市長がやむを得ないものと認めた場合に限り、受付期間経過後も申請を受け付けることがある。

(支援金の交付)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときはその内容を精査し、予算の範囲内で支援金の交付を決定する。交付を決定したときは、札幌市介護保険施設等食材費高騰対策特別支援金交付決定通知書(様式2)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長が前項の通知後に本支援金を支給する口座は、原則、申請者が施設ごとに北海道国民健康保険団体連合会に登録している口座とする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第3条に掲げる交付対象の要件を満たさないと市長が認めたとき。
- (2) 虚偽の申請内容により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援金を交付することが適当ではないと市長が認めたとき。

(調査等)

第8条 市長は、支援金の交付に関する事務を適正に実施するために必要と認めるときは、支援金の交付を受けた者に対し、関係する書類の提出を求め、又は調査を行うことができるものとする。

- 2 支援金の交付を受けた者は、前項の書類の提出や調査に協力しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、高齢保健福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日をもって、その効力を失う。